

(仮称) 市民活動支援補助金制度 (案)

1 制度の趣旨

市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民等により構成される団体を育てていくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的とします。

2 申請者の資格

市民活動団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体、自治会・町内会、企業、大学その他の自主的に公益的・社会貢献的な活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体（以下、「市民活動団体等」といいます。）又はこれから設立を予定している団体で、次の3点を満たすもの。

- (1) 構成員（これから設立を予定している団体については、構成員の予定者。以下同じ）が3人以上であり、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 補助金交付年度において、逗子市から同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 団体の活動が今後も継続する見込みがあること。

※スタートアップの補助金については団体設立前でも申請できます。

3 補助対象・制度の種類（2コース）

(1) 補助対象

- ・市民活動団体等が行う公益的・社会貢献的な市民活動を対象とします。
- ・活動の規模やテーマは問いません。ただし、宗教や政治に関する活動を主たる目的とするもの及び選挙に関するものは除きます。
- ・逗子市から他の制度により補助金の交付を受けている活動や協働事業提案制度による協働事業は除きます。

(2) 制度の種類（2コース）

① スタートアップ型補助金

団体を立ち上げる、又は活動を軌道に乗せるための初期的投資に要する経費として交付します。

◆対象：市民活動団体等をこれから設立する方、又は、活動をはじめたばかりの団体

◆交付上限額：5万円 ただし、現金による支出の範囲内

◆交付条件①：1申請者につき1回を原則とします。ただし、団体運営を軌道

に乗せるために必要と判断された場合には、第二年度に上限額の1/2、第三年度に1/4までの補助金を交付することができるものとし、最大で3年間とします。

◆交付条件②：交付申請後に団体を設立する場合には、交付年度内に設立することが条件となります。

② ステップアップ型補助金

市民活動団体等の活動を更に発展させるために必要な経費として交付します。

◆対象：市民活動団体等が行う公益的・社会貢献的な事業

新規事業、継続事業は問いません。詳細は交付条件②をご覧ください。

◆上限額：20万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の2分の1以内

◆交付条件①：1事業につき1回を原則とする。ただし、複数年実施することで、より効果を期待できる場合には、最大3年間交付することができます。

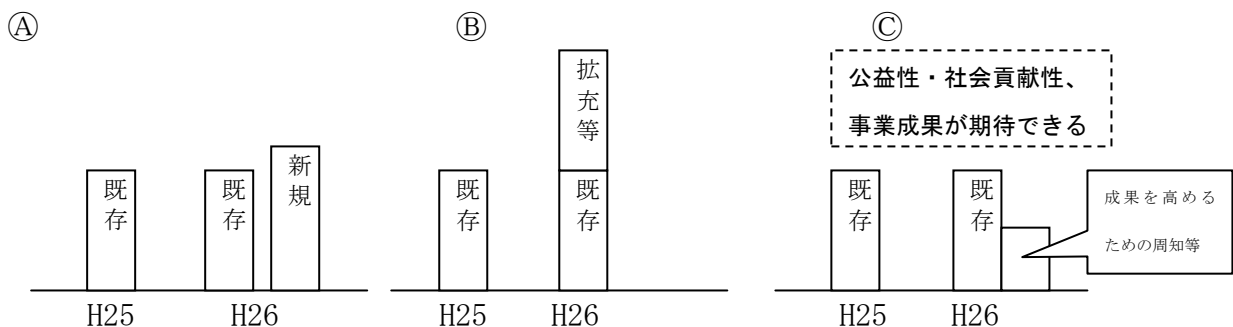
◆交付条件②：対象となる事業形態は次の①～③とします。なお、採択に当たっての優先順位は、①⇒②⇒③の順となります。

① 新規に事業を企画し、実施するもの

② 既の実施している事業を拡大、充実させ実施するもの

③ 既の実施している事業を継続して実施するもの。ただし、公益性、社会貢献性を明確に打ち出すことができ、事業成果が期待できることを条件とし、当該事業の成果を高めるための周知等、間接的な部分を改善する事業とします。

【交付対象事業①～③のイメージ】



4 経費について

◆補助金の対象となる経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費（食糧費を除く。）のみとします。

◆スタートアップ型補助金については、団体の維持・運営に関する経費も含まれます。

5 審査・選考・交付決定の方法

補助金の交付に当たっては、第三者機関による審査会を実施し、その結果を踏まえ市長が決定します。審査は、書類審査を経て、公開の場で応募者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

主な審査項目は「社会貢献性」、「公益性」、「市民ニーズ」、「具体性・実現可能性」、「有効性・経費の適正性」「必要性」等となります。募集に当たっては審査基準等を作成し、公表するものとします。

6 事業実施後

- ◆事業実施後は、実績報告書等の書類を提出していただきます。
- ◆実施報告会等を開催し、次年度に向けての課題の整理や意見交換を行います。
- ◆対象事業を実施しなかった場合や縮小して実施した場合、又は団体が設立できなかった場合は、補助金の全額又は一部を返還することになります。

7 補助金制度の流れ

